

林業・木材産業分野における外国人材の確保

政策提言先 林野庁、厚生労働省

政策提言の要旨

外国人技能実習制度における「林業・木材産業分野」は、技能実習制度2号の対象職種として設定されていないため、実習生が1年で帰国しなければならない、制度の趣旨である技術移転に支障をきたしています。また、深刻な人手不足に対応し、外国人の受け入れを拡大していくために創設された在留資格の「特定技能」においても、「林業・木材産業分野」はその対象となっておりません。

このため、研修生の知識・技能の取得並びに外国人材の確保に向け、「林業・木材産業分野」を技能実習2号及び特定技能制度1号に追加することを提言します。

【政策提言の具体的内容】

- 技能検定制度等の早期創設
技能検定制度等につきましては、全国森林組合連合会など関係7団体が設立した林業技能向上センターや全国木材組合連合会の取り組みを支援し、制度の早期創設に向け鋭意取り組んでいただいているところですが、着実に進むよう引き続き積極的な支援をお願いします。
- 外国人技能実習制度への職種追加
外国人技能実習制度における2号対象職種に「林業・木材産業分野」の追加をお願いします。
- 特定技能制度への職種追加
外国人技能実習制度への職種追加後、速やかに特定技能制度1号への同職種の追加をお願いします。
- 日本語能力の水準に合わせた作業範囲の設定
日本語能力の水準に合わせた作業範囲の基準を設定するとともに、就業に必要な機械操作などの外国語による資格取得支援をお願いします。

【政策提言の理由】

- ・ 我が国の充実した森林資源を活用するためには、林業・木材産業の担い手を安定的に確保する必要がありますが、従事者数は年々減少し、その確保が大きな課題となっています。このため、外国人技能実習制度を活用し、他国への技術移転と併せて労働力を確保することが有効と考えます。
- ・ しかしながら「林業・木材産業分野」は、同制度の2号対象職種に指定されていないことから、研修生の在留期間が1年に限られており、効果的に技術移転を行う上でも課題となっています。
- ・ 林業技能の習得については、国では「緑の雇用」制度によって林業従事者を育成するために3年間支援を行っていることから、外国人技能研修の技能習得についても同等の期間が必要です。
- ・ また木材加工の分野においても、一般住宅から大型公共施設まで製材品が使われる中、製品に求められる品質が高まるとともに、製品の種類も多岐に渡ることから、例えば、公益社団法人日本木材加工技術協会が認定する木材乾燥士においては、受験資格で高等学校を卒業した者は3年以上の実務経験が必要であると定められています。

- このため、技能検定制度等を早期に創設し、「林業・木材産業分野」の技能実習2号への追加が必要です。あわせて、外国人材を労働力として活用できるよう、特定技能制度1号の対象職種に「林業・木材産業分野」を追加することが不可欠です。
- さらに、林業は労働災害が他産業と比べて高い割合で発生しており、このような危険な労働環境下においては日本語での高いコミュニケーション能力が必要です。日本語能力の水準に合わせた作業範囲の基準の設定や機械操作などの外国語による教材の制作など安全確保のための支援をお願いします。

【高知県担当課】 林業振興・環境部 森づくり推進課、木材産業振興課